

○特定施設一覧 水質汚濁防止法施行令 別表第1 昭和46年6月24日施行  
和歌山県公害防止条例施行規則 別表第3その4(排水に係る施設) 昭和47年4月18日規則第57号

号	特定施設		該当業種 (日本標準産業分類 【平成25年10月改定】)	
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設			051(金属鉱業)の業種、052(石炭・亜炭鉱業)の業種、053(原油・天然ガス鉱業)の業種、055(炭業原料用鉱物鉱業)の業種、059(その他の鉱業)の業種  (注)非鉄金属の精錬および精製に係る事業場は鉱業法および鉱山保安法の適用を受けるものであっても、本法による特定施設に関しては非鉄金属製造業として、令別表第2第62号によるものとする
	イ	選鉱施設	採掘した鉱石(石炭、亜炭、石油および天然ガスを除く。)の選別、品位向上等のための処理を行なう湿式の施設のうち、金属鉱物の処理における重液選鉱機、比重選鉱機および浮遊選鉱機ならびに非金属鉱物の処理における水を使用する篩分施設(注)粘土鉱業の用に供する選鉱施設の概念は水洗式分別機を含む。	
	ロ	選炭施設	採掘した石炭または亜炭(原炭)および水洗炭業におけるぼたの選別、品位向上等のための処理を行なう施設のうち、石炭または亜炭(原炭)の処理における重液選炭機およびシグ、浮遊選炭機ならびにぼたの処理における水洗施設	
	ハ	坑水中和沈でん施設	鉱物の採掘にともなって坑口より排出される坑水の処理を行なう施設のうち、中和装置および沈でん処理施設(沈でんのみを行なうものを含む。)	
	ニ	掘削用の泥水分離施設	石油(可燃性天然ガスを含む。)坑を掘さくする際使用する循環泥水から捨石を分離除去する装置のうち、シェルシェーカー、デサンダー、デシルターおよび泥だめ	
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(昭和47年10月1日施行)			012(畜産農業)、0134(畜産サービス業)、741 獣医業、8032(競馬場)、8035(競馬競技団のうち競馬きゅう舎)、805(公園、遊園地)、8041(スポーツ施設提供業のうち乗馬クラブ)、8711(農業協同組合)、812~814(小学校~高等学校、中等教育学校)、8214(動物園、植物園、水族館)、8222(職業訓練施設のうち農科大学校)、711(自然科学研究所)、9731(行政機関のうち動物検疫所)
	イ	豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。)	豚、牛および馬を収容するための個々の房をいい、通路飼料置場等は含まれない。畜房の総面積とは、畜舎のなかの個々の畜房の合計面積をいい、一の事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜房の総面積を合計したものが畜房の総面積となる。	
	ロ	牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。)		
ハ	馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)			
2	畜産食品製造業の用に供する施設			091(畜産食品製造業)の業種
	イ	原料処理施設	肉製品製造業における解凍そう、脱血施設および湯づけそうならびに食鳥処理加工業における放血施設および湯づけ施設	
	ロ	洗浄施設(洗びん施設を含む。)	食鳥処理加工業におけると体洗浄機ならびに乳製品製造業における洗びん機、洗缶機および自動洗浄機	
[関連] 条例 第2項	ハ	湯煮施設	畜肉製品製造業における湯煮そう	
	(1)	さらし施設		
	(2)	沈殿又はろ過施設		
	(3)	血抜施設		
3	水産食品製造業の用に供する施設			092(水産食品製造業)の業種
	イ	水産動物原料処理施設	水産動物の頭、内臓、骨等を処理する解体処理機(マナイタ、包丁等の器具類を除く。)	
	ロ	洗浄施設	原料を水づけまたは水洗により洗浄する施設のうち、寒天製造業における水づけそうおよび注水により凍結寒天を解凍する解凍装置ならびに水産ねり製品製造業または冷凍および生すり身製造業における魚肉洗浄機および水晒タンク	
	ハ	脱水施設	脱水または脱汁を行なう施設のうち、寒天製造業、すり身製造業または水産ねり製品製造業における遠心分離機、スクリーンプレスおよび圧搾施設	
	ニ	ろ過施設	寒天製造業における煮熟後の原料寒天を各種フィルターを用いてろ過する施設	
	ホ	湯煮施設	原料を湯煮により加熱処理する施設(蒸煮施設を除く。)	
[関連] 条例 第3項	(1)	さらし施設		
	(2)	沈殿施設		
	(3)	解凍施設		
	(4)	薬品処理施設		

4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設		093(野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存食品製造業)の業種のうち、ジュース原液製造業(10号に該当する。)を除いたものおよびマッシュポテト製造業	
	イ	原料処理施設		果実の剥皮、身割、除核または野菜の剥皮を行なう施設(剥皮機、身割機器等)、アスパラガス缶詰製造業におけるりん片除去機、みかん缶詰製造業における酸またはアルカリ処理施設、もも缶詰製造業におけるスチームランチャーおよびマッシュポテト製造業におけるプレッシャーシューマール
	ロ	洗浄施設		原料に付着する土砂、農薬、微生物等を水洗除去(噴射によるものを含む。)する施設および塩蔵原料の脱塩または脱臭を行なうための水洗施設
	ハ	圧搾施設		野菜つけ物製造業における塩蔵原料の脱水を目的とする圧搾機
	ニ	湯煮施設		果実かん詰製造業におけるランチャーならびにマッシュポテト製造業におけるフレックカーおよびクッカー
[関連] 条例第4項	さらし施設			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設		0941(味噌製造業)、0942(しょう油・食用アミノ酸製造業)、0943(ソース製造業)、0944(食酢製造業)の業種及び0949(その他の調味料製造業のうちグルタミン酸ナトリウム製造業)の業種	
	イ	原料処理施設		トマトケチャップ製造業におけるバルパーおよびフィニッシャー
	ロ	洗浄施設		しょう油、食酢またはソース製造業における洗びん機、マヨネーズ製造業における洗卵機、みそ製造業における米または大豆の洗浄機およびしょう油製造業における布の洗濯機
	ハ	湯煮施設		みそ製造業における浸せき後の原料大豆を湯煮する施設
	ニ	濃縮施設		加熱減圧等による濃縮施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業における母液の真空濃縮機ならびにトマトソース製造業における濃縮がまおよび真空濃縮機
	ホ	精製施設		グルタミン酸ソーダ製造業における活性炭、活性白土、イオン交換樹脂等を使用する精製分離施設
	ヘ	ろ過施設		グルタミン酸ソーダ製造業におけるフィルターにより固体と液体に分離する施設
[関連] 条例第5項	(1)	さらし施設		
	(2)	圧搾施設		
	(3)	沈殿施設		
	(4)	薬品処理施設		
6	小麦粉製造業の用に供する施設		0962(小麦粉製造業)の業種	
		洗浄施設		調質工程前のウォッシャー
7	砂糖製造業の用に供する施設		0951(砂糖製造業(砂糖精製業を除く))および0952(砂糖精製業)の業種	
	イ	原料処理施設		てん菜糖製造業における糖液浸出施設(ディフュージョンタワー)
	ロ	洗浄施設(流送施設を含む。)		てん菜糖製造業における原料てん菜貯りゆうそうからてん菜洗浄機までの流送施設およびてん菜洗浄施設
	ハ	ろ過施設		各種フィルターを用いて溶液と固体とを分離する施設
	ニ	分離施設		遠心分離機
	ホ	精製施設		イオン交換樹脂、粒状炭吸着塔、活性炭混和そうおよび骨炭塔
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する施設		0971(パン・菓子製造業)の業種のうち、0974(米菓製造業、第9号に該当する。)を除いたものおよび0994(あん類製造業)	
		粗製あんの沈でんそう		あん汁をかく拌し、自然沈降によりあんと上澄液を分離する施設(あん汁または上澄液の濃縮水洗分離を行なうノズル型セパレーターを含む。)
[関連] 条例第6項	(1)	洗浄施設		
	(2)	圧搾施設		
	(3)	沈殿施設(粗製あんの沈殿槽を除く。)		
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する施設		0974(米菓製造業)の業種および0999(他に分離されない食品製造業)のうち、こうじ製造業および種こうじ製造業	
		洗米機		原料米を洗浄する施設(動力を使用するものに限る。)
[関連] 条例第7項	(1)	洗浄施設(洗米機を除く。)		
	(2)	圧搾施設		
	(3)	沈殿又はろ過施設		

10	飲料製造業の用に供する施設		101(清涼飲料製造業)、102(酒類製造業)、103(茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く))の業種および0993(野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業)のうちジュース原液製造業	
	イ	原料処理施設		蒸留酒製造業における原料糖みつの清澄施設
	ロ	洗浄施設(洗びん施設を含む。)		清涼飲料、ビールまたはジュース製造業における洗びん施設ならびに清酒製造業における洗米機および洗びん施設
	ハ	搾汁施設		ジュース製造業におけるジュースエキストラクター
	ニ	ろ過施設		清酒製造業におけるろ過施設(7のハと同じ)
	ホ	湯煮施設		3のホと同じ
	ヘ	蒸留施設		蒸留酒または飲用アルコール製造業における蒸留施設
【関連】 条例 第8項	(1)	沈殿施設		
	(2)	充填施設		
	(3)	濃縮施設		
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設		1061(配合飼料製造業)および1062(単体飼料製造業)の業種のうち、動物性原料を使用する飼料の製造業および1063(有機質肥料製造業)の業種	
	イ	原料処理施設		魚粉食料製造業における原料貯蔵施設および羽毛粉飼料製造業における羽毛を高圧加熱処理する圧力がま
	ロ	洗浄施設		原料を洗浄する施設(動力を使用するものに限る。)
	ハ	圧搾施設		魚粉飼料製造業における煮熟した魚体等を圧搾して魚汁または魚油とケーキに分離する施設
	ニ	真空濃縮施設		フィッシュソリュブルの製造における真空濃縮施設
	ホ	水洗式脱臭施設		魚かすまたはフィッシュミールの製造過程において発生する悪臭を水洗式により除去する施設
【関連】 条例 第9項	(1)	沈殿又はろ過施設		
	(2)	濃縮施設(真空濃縮施設を除く。)		
12	動植物油脂製造業の用に供する施設		098(動植物油脂製造業)の業種	
	イ	原料処理施設		動物油脂製造業における動物原料煮沸施設
	ロ	洗浄施設		脱酸のためのアルカリ処理後の油脂を温湯で洗浄する施設
	ハ	圧搾施設		原料を煮沸後圧搾して煮汁と煮かすに分離する施設
	ニ	分離施設		動物油脂製造業における遠心分離機、抽出機および静置分離機
13	イースト製造業の用に供する施設		0999(他に分類されない食料品製造業)のうちイースト製造業	
	イ	原料処理施設		原料糖みつの清澄機
	ロ	洗浄施設		菌体分離後のクリーム洗浄施設
14	ハ	分離施設	菌体分離のための遠心分離機	
	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設		0991(でんぷん製造業)の業種および1699(他に分類されない化学工業製品製造業)のうちデキストリン製造業(化工でんぷん製造業を含む。)	
	イ	原料浸せき施設		コーンスターチ製造業における亜硫酸浸せきそう
	ロ	洗浄施設(流送施設を含む。)		原料いもの洗浄機および原料を貯蔵庫から洗浄機まで流送する施設
ハ	分離施設	脱汁機、デカンター、ふるい分機、ノズルセパレーター、すり込み沈でんそう、寄せ込み沈でんそう、テーブルならびにコーンスターチ製造業における洗浄濃縮機、遠心分離機およびオリバーフィルター		
15	ニ	洗だめ及びこれに類する施設	濃厚汁液貯りゅう池および土肉だめ	
	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設		0953(ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業)の業種	
	イ	原料処理施設		原料でん粉乳液そう、動力ふるい機、遠心分離機およびオリバーフィルター
ロ	ろ過施設	7のハと同じ		
【関連】 条例 第10項	ハ	精製施設	イオン交換樹脂塔	
	(1)	洗浄施設		
16	(2)	沈殿施設		
	種類製造業の用に供する施設		0992(めん類製造業)の業種	
イ	湯煮施設	生めんゆでがま		
【関連】 条例 第11項	ロ	洗浄施設		

17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する施設		0993(豆腐・油揚げ製造業)および0996(惣菜製造業)のうち煮豆製造業	
	湯煮施設	原料豆(粉碎されたものを含む。)を煮沸する施設		
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する施設		1032(コーヒー製造業)のうちインスタントコーヒー製造業	
	抽出施設	コーヒーの成分を抽出する施設		
[関連] 条例第12項	洗浄施設			
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		0995(冷凍調理食品製造業)に分類される業種であって、同分類の説明及び内容例示に掲げられているもの	
	イ	原料処理施設		解凍施設、切割処理施設、剥皮機、身割機、プレッシャースティーマー及びカッター
	ロ	湯煮施設		原料を湯煮により加熱処理する施設
	ハ	洗浄施設		原料を水づけ又は水洗いにより洗浄する施設および施設又は機器を洗浄する施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		105(たばこ製造業)の業種	
	イ	水洗式脱臭施設		加香機、加熱機、乾燥機等からの排気を脱臭洗浄する施設
ロ	洗浄施設	巻上機、包装機に使用するのり容器等を洗浄する施設		
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設		11(繊維工業)の業種から20号の業種を除いたもの	
	イ	まゆ湯煮施設		煮繭機
	ロ	副蚕処理施設		生糸を繰り終った後のくずまゆまたは薄皮を熱湯に浸せきし、鉄櫛で削り、まゆ層部分と蛹を分離する施設
	ハ	原料浸せき施設		原料を浸せき、煮沸または水洗いする施設
	ニ	精練機及び精練そう		天然繊維中の不純物、製造工程中の糸または布に付着した油分等を除去するためか性ソーダ、ソーダ灰および助剤としてのアニオンまたは非イオン系界面活性剤を使用して煮沸蒸解する施設
	ホ	シルケット機		原皮に光沢と染着性を付与するための原皮をアルカリ液に浸せきし、脱液する施設
	ヘ	漂白機及び漂白そう		繊維中の色素を漂白剤を用いて脱色する施設
	ト	染色施設		染色そう、染色機、図柄、印捺施設、不要の染料、糊料等を洗い落とす施設
	チ	薬液浸透施設		織物の樹脂加工施設および各種薬剤または糊剤を使用して仕上げを行なう施設
リ	のり抜き施設	繊維に付着させたのりを製品加工のため、温水などにより繊維から洗い落とす施設(昭和49年12月1日追加)		
20	洗毛業の用に供する施設		1116(毛紡績業)のうち洗毛を行うものおよび1156(整毛業)	
	イ	洗毛施設		羊毛またはその他の獣毛を各種洗剤を用いて洗毛する施設(再洗機を含む。)
ロ	洗化炭施設	羊毛またはその他の獣毛を洗毛、かつ、化炭(不純物を希硫酸に浸し、炭粉にして払い落とすこと)する施設		
21	化学繊維製造業の用に供する施設		1112(化学繊維製造業)の業種	
	イ	湿式紡糸施設		紡糸原液を凝固浴中に吐出して繊維を形成するための施設
	ロ	リンター又は未精練繊維の薬液処理施設		アルカリで蒸煮したリンターを薬液で処理し精製する施設および紡糸後の繊維を薬液で処理して精練する施設
ハ	原料回収施設	レーヨン製造業におけるカ性ソーダおよび二硫化炭素の回収装置、ナイロンまたはアクリル繊維製造業における未反応モノマーの洗浄装置ならびにポリエステル繊維製造業におけるエステル交換時のメタノール、エチレン、グリコロールおよびテレフタル酸の回収装置		
[関連] 条例第15項	(1) 洗浄施設			
(2)	分離施設(選別施設、脱水施設、沈殿施設等を含む。以下同じ。)			
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		1211(一般製材業)および1213(木材チップ製造業)の業種	
	湿式パーカー	高圧水を使用する木材皮剥機		
21の3	合板製造業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		1222(合板製造業)の業種	
	接着機洗浄施設	単板に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設		
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		1225(パーティクルボード製造業)の業種	
	イ	湿式パーカー		21号の2と同じ
ロ	接着機洗浄施設	木片に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設		

22	木材薬品処理業の用に供する施設		1291(木材薬品処理業)の業種	
	イ	湿式バーカー		高压水を使用する木材皮剥機
	ロ	薬液浸透施設		防腐剤、防虫剤等の薬液を木材に浸透させる施設
【関連】 条例 第13項	(1)	薬品処理施設		
	(2)	塗装水洗ブース施設		
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設		14(パルプ・紙・紙加工品製造業)の業種	
	イ	原料浸せき施設		冷ソーダ法CGP製造用チップ浸せき施設、故紙処理施設のうちの故紙解離施設(パルパー等)、セロファン製造施設のうちのパルプの力性ソーダ浸せき施設、バルカナイズドファイバー製造施設のうちの塩化亜鉛溶液浸せき施設およびこうぞまたはみつまたの黒皮を剥離するための水づけ施設
	ロ	湿式バーカー		22のイと同じ。
	ハ	砕木機		木材を破碎する施設(RGP製造施設を含む。)
	ニ	蒸解施設		木材その他の原料に係るチップ等を蒸煮する施設
	ホ	蒸解廃液濃縮施設		蒸解施設から排出される廃液を濃縮する施設
	ヘ	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設		チップに付着する泥等を洗浄するための水そうまたは加圧放水装置および蒸解後のパルプを洗浄する施設ならびに上記の洗浄施設に付属するスクリュープレスおよびディスクプレス
	ト	漂白施設		漂白塔、漂白そうおよびそれらに附属する洗浄施設
	チ	抄紙施設(抄造施設を含む。)		パルプマシンおよびウェットマシン(乾燥工程以降の施設を除く。)
	リ	セロハン製膜施設		セロハン膜の製造に係る施設(乾燥工程以降の工程に係るものを除く。)
	ヌ	湿式繊維板成型施設		水を使用して製造する繊維板の製造に係るホットプレス
	ル	廃ガス洗浄施設		製造工程中に排出される不要ガス中の有害ガス、粉じん等を水等を使用して除去する施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		151(印刷業)、 152(製版業)、 413(新聞業)、 414(出版業)の業種	
	イ	自動式フィルム現像洗浄施設		写真フィルムの現像及び洗浄施設であって、現像および洗浄の操作を全て自動式で行うもの
	ロ	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設		感光膜付印刷版(PS版)の現像及び洗浄施設であって、現像及び洗浄の操作を全て自動式で行うもの
【関連】 条例 第14項*	※出版若しくは印刷業又はこれらの関連産業(昭和27年政令第297号第2条に基づく告示により定めるもの)の用に供する施設		151(印刷業)、 152(製版業)、 413(新聞業)、 414(出版業)の業種	
	(1)	印刷板研磨施設		
	(2)	エッチング施設		
	(3)	印刷インクの調合施設		
	(4)	洗浄施設		
24	化学肥料製造業の用に供する施設		161(化学肥料製造業)の業種	
	イ	ろ過施設		薬品処理後の燐鉱石から燐酸を分離した後の粗石膏をフィルターを用いて水洗精製する施設
	ロ	分離施設		アンモニア肥料製造業における原料ガス中の炭酸ガスをペトロコーク法により除去するために循環使用する脱炭酸ガス溶液から不純物を除去する施設
	ハ	水洗式破碎施設		溶成燐肥製造業において溶融した鉱石に水を加え急速に冷却することにより砂状の製品とするための施設
	ニ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
	ホ	湿式集じん施設		水を使用して粉じんを除去する施設
【関連】 条例 第16項	洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)			
25	削除(平成29年8月16日施行)		1621(ソーダ工業)の業種のうちの水銀電解法による力性ソーダの製造業および1629(その他の無機化学工業製品製造業)の業種のうち水銀電解法による力性カリの製造業	
【関連】 条例 第17項	削除(令和6年4月26日施行)			

26	無機顔料製造業の用に供する施設		1622(無機顔料製造業)の業種	
	イ	洗浄施設		顔料または中間原料の洗浄施設
	ロ	ろ過施設		酸化チタン製造業におけるオリバーフィルターおよびリーフィルターならびに群青製造業におけるフィルタープレス
	ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機		遠心力により物質を分離する施設
	ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設		群青製造業における水ひそう
	ホ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
【関連】 条例 第18項	(1) 分離施設(カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機及び群青製造施設のうち水洗式分別施設を除く。)			
	(2) 精製施設			
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設		162(無機化学工業製品製造業)の業種(25号および26号を除き、無機農業原体製造業(原体と製剤が同一である場合を含む。))を含む。)	
	イ	ろ過施設		7のハと同じ
	ロ	遠心分離機		26のハと同じ
	ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設		亜硫酸ガスを直接冷却洗浄水と接触させ冷却洗浄する施設
	ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設		粗製活性炭を塩酸で洗浄するための洗浄そうまたは粗製二硫化炭素を水洗する洗浄そう。
	ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設		未反応の塩酸を回収する施設
	ハ	青酸製造施設のうち、反応施設		反応塔
	ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設		樹脂法よう素製造施設のうちの吸着塔およびよう素銅法よう素製造施設のうちのドルシクナー
	チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設		水酸化マグネシウムを沈殿させるシクナー
	リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設		水洗によりバリウム化合物を分別する施設
	又	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
	ル	湿式集じん施設		24のホと同じ
【関連】 条例 第19項*	※前2項(二第17,18項)に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 ◎条例第40項(その他化学工業)も参照			
	(1) 洗浄施設(硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)			
	(2) 反応施設(青酸製造施設のうち、反応施設を除く。)			
	(3) 分離施設(よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設、海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設、バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設を除く。)			
	(4) 精製施設			
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設		1632(脂肪族系中間物製造業)の業種のうち塩化ビニルモノマーまたはアセチレン法によるプロプレレンモノマー製造業、1635(プラスチック製造業)の業種のうちポリビニルアルコール製造業(エチレン酢酸ビニルモノマーを原料とするものに限る。))およびアセチレン製造業(カーバイドを原料にするものに限る。))	
	イ	湿式アセチレンガス発生施設		カーバイドに水を加えアセチレンガスを発生させる施設
	ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設		水洗塔および精留塔
	ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設		メタノールまたはメタノール溶液を蒸りゆうする施設
	ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設		精留塔
	ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設		EDCの洗浄塔
29	コールタール製品製造業の用に供する施設		1639(その他の有機化学工業製品製造業)のうちコールタール製品製造業	
	イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設		ベンゼン等芳香族油を硫酸に直接接触させて洗浄する施設
	ロ	静置分離器		コールタール製品製造工程中で油と水を分離する施設
ハ	タール酸ソーダ硫酸分解施設	タール酸ソーダ水溶液を硫酸に接触させてタール酸と硫酸ソーダ水溶液を分離する施設		
30	発酵工業の用に供する施設(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)		1633(発酵工業)の業種。ただし、第5号、第10号及び第15号の業種を除く	
	イ	原料処理施設		原料の洗浄、蒸煮から発酵そうへの仕込み前までの工程における施設
	ロ	蒸留施設		アルコール発酵法によるアセトン等の蒸留施設
	ハ	遠心分離機		発酵そうからとり出したものから水溶液を分離するための遠心分離機(26のハと同じ)
	ニ	ろ過施設		7のハと同じ
【関連】 条例 第20項	(1) 洗浄施設			
	(2) 分離施設(遠心分離機を除く。)			

31	メタン誘導品製造業の用に供する施設		1639(その他の有機化学工業製品製造業)のうちメタン誘導品製造業	
	イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設		四塩化炭素の精留塔およびメタノール溶液の蒸留施設
	ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設		ホルムアルデヒド溶液を精製する施設
	ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設		脱酸後の洗浄塔およびろ過方式による脱水塔
【関連】 条例 第21項	(1) 洗浄施設(フロンガス製造施設のうち、洗浄施設を除く。)			
	(2) ろ過施設(フロンガス製造施設のうち、ろ過施設を除く。)			
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設		1634(環式中間物・合成染料・有機顔料製造業)のうち有機顔料製造業および合成染料製造業(原料として用いられる環式中間物製造業を除く。)	
	イ	ろ過施設		7のハと同じ
	ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設		反応によって生成された物質から水その他の液体を用いて不要成分を洗い流す施設
	ハ	遠心分離機		26のハと同じ
	ニ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
【関連】 条例 第22項	(1) 洗浄施設(顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)			
	(2) 分離施設(遠心分離機を除く。)			
33	合成樹脂製造業の用に供する施設		1635(プラスチック製造業)の業種	
	イ	縮合反応施設		フェノール樹脂、ウリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂等を製造するための縮合反応工程において使用する反応釜およびコンデンサー
	ロ	水洗施設		不純物、附着物等を取り除くため中間製品を水で洗浄する施設(直接水冷式の押出機を含む。)
	ハ	遠心分離機		26のハと同じ
	ニ	静置分離器		液液分離または固液分離に使用するデカンター
	ホ	ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設		塩化水素ガスを除去するための洗浄塔および精製工程における蒸留塔
	ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設		製造工程で使用する溶剤を蒸留するための精製施設
	ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設		製造工程で使用する溶剤を蒸留等により回収するための施設
	チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設		重合反応工程後のポリブテン中間物を酸またはアルカリにより処理する施設
	リ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
又	湿式集じん施設	24のホと同じ		
【関連】 条例 第23項	(1) 洗浄施設(水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)			
	(2) 分離施設(遠心分離機及び静置分離機を除く。)			
34	合成ゴム製造業の用に供する施設		1636(合成ゴム製造業)の業種	
	イ	ろ過施設		7のハと同じ(凝固工程または洗浄工程で用いる振動篩型の分離施設を含む。)
	ロ	脱水施設		蒸りゆうまたはろ過以外の方法により脱水する施設
	ハ	水洗施設		SBR製造施設における水洗タンク等重合物を水洗する施設
	ニ	ラテックス濃縮施設		ラテックスの濃縮に使用する施設(真空型濃縮機にあっては、真空装置および凝縮器を含む。)
ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	33のニと同じ		
【関連】 条例 第24項	(1) 洗浄施設(水洗施設を除く。)			
	(2) 分離施設(脱水施設及びスチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機を除く。)			
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設		1639(その他の有機化学工業製品製造業)のうち天然ゴムまたは各種合成ゴムの品質改良加工に使用する有機合成化合物の製造業	
	イ	蒸留施設		精製工程において使用する蒸留する施設
	ロ	分離施設		遠心分離機等の反応により精製された物質から汚水を分離する施設
	ハ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
【関連】 条例 第25項	洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)			

36	合成洗剤製造業の用に供する施設		1642(石けん・合成洗剤製造業)の業種のうちの家庭用または工業用合成洗剤
	イ	廃酸分離施設 ABSの原料であるアルキルベンゼン、アルコールまたはアルコールの酸化エチレン縮合物をスルホン化または硫酸化する際における過剰の硫酸を水で洗浄分離する施設	
	ロ	廃ガス洗浄施設 23のルと同じ(硫酸ミスト、廃ガス等を捕集するミストセパレーター、アシドスクラバー、アルカリスクラバー、コットレル)	
	ハ	湿式集じん施設 24のホと同じ	
【関連】 条例 第26項	(1) 洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)		
	(2) 分離施設(廃酸分離施設を除く。)		
37	石油化学工業(31~36号及び51号以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離、その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設		1631(石油化学系基礎製品製造業(一貫して製造される誘導品を含む))および1632(脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む))の業種のうちの不油化学系製品製造業
	イ	洗浄施設 33のロと同じ	
	ロ	分離施設 気液分離、液液分離または固液分離に使用する蒸留塔、抽出設備等の水分を分離する施設(ハの施設を除く。)	
	ハ	ろ過施設 7のハと同じ	
	ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 急冷器および精製塔	
	ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 アセトアルデヒド製造施設のうち粗アルデヒド塔およびアルデヒド塔、アセトン製造施設のうち粗アセトン塔およびアセトン塔ならびにテレフタル酸製造施設のうち溶剤回収塔	
	ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 硫酸混合そう	
	ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 イソプロピルアルコール塔および硫酸濃縮塔	
	チ	エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 濃縮塔、脱水塔および精留塔	
	リ	2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ブチルアルデヒドの縮合反応施設およびこれに附属する設備ならびに縮合反応工程後の蒸りゆう施設	
	ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 酸またはアルカリにより処理する施設	
	ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ガス洗浄塔	
	ヲ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 精りゆう工程後の硫酸による処理およびその後の工程におけるアルカリ処理を行なう施設ならびにメチルアルコールの蒸りゆうを行なう施設	
	ワ	プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 けん化器	
	カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 水蒸気凝縮施設	
ヨ	メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 メチルアルコールによってエステル化するための反応器および未反応のメチルアルコールの回収施設		
タ	廃ガス洗浄施設 23のルと同じ		
【関連】 条例 第27項*	※第21項から前項(=第26項)までに掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する施設		
	(1)	反応施設(2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設、プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器及びメチルメタアクリレートモノマーの製造施設のうち、反応施設を除く。)	
	(2)	回収施設(メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、メチルアルコール回収施設を除く。)	
38	石けん製造業の用に供する施設		1642(石けん・合成洗剤製造業)の業種のうちの浴用石けん、洗濯石けんまたはその他の用途の製造業
	イ	原料精製施設 原油中の不純物の沈降、吸着施設	
	ロ	塩析施設 アルカリ塩析、食塩塩析または仕上塩析を行なう施設	
【関連】 条例 第28項	(1) 洗浄施設		
	(2) 分離施設		
38の2	界面活性剤製造業の用に供する施設(平成24年5月25日施行)		1643(界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く))の業種
		反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	
39	硬化油製造業の用に供する施設		1641(脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業)のうちの工業用または食用の硬化油製造業
	イ	脱酸施設 遊離脂肪酸を除去するためアルカリで中和し、生じた石けん(フーツ)を除去する施設およびそれを温水で洗浄する施設	
	ロ	脱臭施設 白土処理後の硬化油の脱臭を行なうための真空脱臭缶	
【関連】 条例 第29項	(1) 洗浄施設		
	(2) 分離施設(脱酸施設及び脱臭施設を除く。)		



40	脂肪酸製造業の用に供する施設		1641(脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業)のうちの脂肪酸製造業および精製脂肪酸製造業
		蒸留施設 脱色単蒸留、高純度品を得るための分別蒸留等のための蒸留塔	
[関連] 条例 第30項	(1)	洗浄施設	
	(2)	分離施設	
41	香料製造業の用に供する施設		1693(香料製造業)の業種
	イ	洗浄施設 不純物の除去のため工程中の香料を洗浄する施設	
	ロ	抽出施設 動植物原料から香料の成分を溶媒により抽出する施設	
[関連] 条例 第31項		分離施設(抽出施設を除く。)	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設		1694(ゼラチン・接着剤製造業)の業種のうちのゼラチンまたはにかわ製造業
	イ	原料処理施設 写真用のゼラチンの製造に用いる塩酸そうならびに写真用以外の用途のゼラチンおよびにかわの製造に用いる酸づけそう	
	ロ	石灰づけ施設 石灰づけそう	
	ハ	洗浄施設 水洗施設および水づけ施設	
[関連] 条例 第32項		分離施設	
43	写真感光材料製造業の用に供する施設		1695(写真感光材料製造業)の業種
		感光剤洗浄施設 感光乳剤の感光度の向上のため可溶性の塩類を溶出する水洗施設	
[関連] 条例 第33項	(1)	洗浄施設(感光剤洗浄施設を除く。)	
	(2)	分離施設	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設		1696(天然樹脂製品・木材化学製品製造業)の業種のうちの天然樹脂製品製造業
	イ	原料処理施設 ステックラックを洗浄し、脱水する施設	
	ロ	脱水施設 白ラックの製造のための脱水施設	
[関連] 条例 第34項	(1)	洗浄施設	
	(2)	分離施設(脱水施設を除く。)	
45	木材化学工業の用に供する施設		1696(天然樹脂製品・木材化学製品製造業)の業種のうちの木材化学製品製造業
		フルフラール蒸留施設 フルフラールを含む水蒸気を粗留するストリッパー	
[関連] 条例 第35項	(1)	洗浄施設	
	(2)	分離施設	
46	第28号から前号(=第45号)までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設		28号から45号までの種類以外の有機化学工業製品の製造業(合成染料、有機顔料の原料として用いられる環式中間物、フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、人工甘味剤等の製造業、アジリン、パタノコトール、ドビアス酸、無水マイレン酸等の製造業および有機農薬原体製造業(原体と製剤が同一である場合を含む。))
	イ	水洗施設 副生不純物を水で洗い流す施設	
	ロ	ろ過施設 7のハと同じ	
	ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ヒドラジン溶液を蒸留して濃縮する施設	
	ニ	廃ガス洗浄施設 23のルと同じ	
[関連] 条例 第36項*	※第20項から前項(=第35項)までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業		
	(1)	洗浄施設(水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)	
	(2)	反応施設	
	(3)	分離施設	
	(4)	蒸留施設	
	(5)	混合施設	
[関連] 条例 第40項*	※第15項から前項(=第39項)までに掲げる事業以外の化学工業		条例第19(有機化学工業)、40項(無機化学工業)の欄参照
	(1)	洗浄施設	
	(2)	反応施設	
	(3)	分離施設	
	(4)	蒸留施設	
	(5)	回収施設	

47	医薬品製造業の用に供する施設		165(医薬品製造業)の業種	
	イ	動物原料処理施設		動物原料を磨砕、破砕浸せき、湯煮または蒸煮する施設
	ロ	ろ過施設		7のハと同じ
	ハ	分離施設		35のロと同じ
	ニ	混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)		令第2条の各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。)を含有する医薬品原料を混合する施設(稼動中に水が排出されないものであっても、洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。)
	ホ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
[関連] 条例 第37項	(1) 洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)			
	(2) 反応施設			
	(3) 回収施設			
48	火薬製造業の用に供する施設		1691(火薬類製造業)の業種	
		洗浄施設		ニトログリセリンの製造に用いる洗浄そうならびにニトロセルロースの製造に用いる洗煮そうならびにニトロセルロースの製造に用いる煮洗そうおよび精洗そう
[関連] 条例 第38項	(1) 反応施設			
	(2) 分離施設			
49	農業製造業の用に供する施設		1692(農業製造業)の業種(無機または有機農薬原体製造業(原体と製剤が同一である場合を含む。))を除く。)	
		混合施設		有害物質を含有する農業原体を混合する施設(稼動中に水が排出されない場合であっても、洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。)
[関連] 条例 第39項	(1) 洗浄施設			
	(2) 分離施設			
	(3) 回収施設			
	(4) 廃ガス洗浄施設			
50	試薬の製造業の用に供する施設		1697(試薬製造業)の業種	
		試薬製造施設(水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質を含有する試薬)		有害物質を含有する試薬の製造施設の総体
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設		171(石油精製業)の業種	
	イ	脱塩施設		原油に含まれる塩類を原油の蒸留前に化学的または電氣的に除去する施設
	ロ	原油常圧蒸留施設		原油常圧蒸留塔
	ハ	脱硫施設		揮発油、灯油、軽油または重油留分中に含まれるいおう分を除去する施設
	ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設		揮発油、灯油または軽油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備
	ホ	潤滑油洗浄施設		潤滑油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備
[関連] 条例 第41項	(1) 洗浄施設(揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設及び潤滑油洗浄施設を除く。)			
	(2) 蒸留施設(原油常圧蒸留施設を除く。)			
	(3) 精製施設			
	(4) 酸又はアルカリによる処理施設			
	(5) 分離施設(脱塩施設及び脱硫施設を除く。)			
	(6) 分解施設			
	(7) 化成品加工施設			
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		1911(自動車タイヤ・チューブ製造業)、1932(ゴムホース製造業)、1933(工業用ゴム製品製造業)、1994(更生タイヤ製造業)の業種および1999(他に分類されないゴム製品製造業)のうちゴム板製造業(工業用を除く)の業種	
		直接加流施設		成型されたゴムを直接蒸気または温水により加熱し加硫を行う施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		1992(医療・衛生用ゴム製品製造業)の業種および1999(他に分類されないゴム製品製造業)の業種のうちゴム手袋製造業、糸ゴム製造業、ゴムバンド製造業の業種	
		ラテックス成型型洗浄施設		ラテックス成型型を洗浄する施設

52	皮革製造業の用に供する施設		201(なめし革製造業)および208(毛皮製造業)の業種	
	イ	洗浄施設		革または毛皮の製造に用いて原皮の水洗施設および革の製造に用いる脱灰施設
	ロ	石灰づけ施設		石灰づけドラム(パドルを含む。)
	ハ	タンニンづけ施設		タンニンづけそう(ロツカー、レヤーそう、リタンネーデ再鞣そうおよびドラムを含む。)および渋はきそう
	ニ	クロム浴施設		クロムなめし用ドラム(パドルを含む。)
	ホ	染色施設	革の製造に用いる中和、染色(漂白を含む。)+加脂ドラムおよび毛皮の製造に用いる染色ドラム	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設		211(ガラス・同製品製造業)、2753(光学機械用レンズ・プリズム製造業)および3297(眼鏡製造業(枠を含む)(枠のみを製造するものを除く))の業種	
	イ	研磨洗浄施設		珪石、金剛砂、ベンガラ等を水とともにグラインダーにかけて磨加工を行ない、合わせて洗浄する施設およびワイヤーブラシ等で水洗する施設(フロスト加工設備は65号の施設に該当する。)
	ロ	廃ガス洗浄施設	23のルと同じ	
54	セメント製品製造業の用に供する施設		212(セメント・同製品製造業)の業種	
	イ	抄造施設		丸網式シリンダーを石綿とセメントをろ過し、フィルムにしてフェルトにのせメーカーロールに巻きつける装置
	ロ	成型機		加圧または遠心力によりセメント製品を成型する施設
	ハ	水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	適当な温度と湿度を与えてセメントおよび同製品を硬化熟成させる施設	
[関連] 条例第44項		洗浄施設		
55	生コンクリート製造業の用に供する施設		06(総合工事業)、07(随別工事業(設備工事を除く))及び08(設備工事業)の業種で生コンクリートを製造するもの並びに2122(生コンクリート製造業)の業種	
		パッチャープラント		生コンクリートを製造するプラントの総体(コンクリートミキサー車を除く。)
[関連] 条例第45項		洗浄施設		
[関連] 条例第46項*	※前2項(=第44,45項)に掲げる事業以外の土石製品製造業の用に供する施設		第44項(セメント製品製造業)、第45項(生コンクリート製造業)の欄参照	
	(1)	混合施設		
	(2)	洗浄施設		
	(3)	薬品処理施設		
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する施設		合成樹脂エマルジョンに顔料、骨材等を加え、これを混合かく拌して有機質砂壁材を製造する業種	
		混合施設		顔料、有機溶剤等の原料を混合するバッチ式ミキサー
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する施設		2161(炭素質電極製造業)の業種のうちの黒鉛電極製造業	
		成型施設		冷却そうを附帯している成型機
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設		055(窯業原料用鉱物鉱業)および2148(陶磁器用はい土製造業)ならびに2199(他に分類されない窯業・土石製品製造業)の業種のうちうわ薬製造業	
	イ	水洗式破碎施設		湿式クラッシャー(破碎機)、湿式ミル等水を使用しつつ原料を破碎する施設
	ロ	水洗式分別施設		湿式トロンメル、湿式振動ふるい、クラッシュファイアー、サイクロン水簸等水を利用して原料を分別、分級する施設
	ハ	酸処理施設		窯業原料用の原石中に含まれる鉄分等を酸液により溶解除去する施設
	ニ	脱水施設		フィルターおよびフィルタープレス
59	碎石業の用に供する施設		2181(碎石製造業)の業種および2186(鉱物・土石粉砕等処理業)の業種	
	イ	水洗式破碎施設		散水しながらクラッシャーにより原石の破碎を行なう施設
	ロ	水洗式分別施設		原石を循環水または新水により洗浄しつつ分別、分級する施設
[関連] 条例第1項		湿式集じん施設		
60	砂利採取業の用に供する施設		0548(砂・砂利・玉石採取業)の業種	
		水洗式分別施設		59のロと同じ

61	鉄鋼業の用に供する施設 ※第65,66号も参照(関連することが多い)		22(鉄鋼業)の業種	
	イ	タール及びガス液分離施設		三連そう、加圧分離そう、デカンタ、デターラ、セベレーター等コークス炉ガス中のタール分およびガス液を分離する施設
	ロ	ガス冷却洗浄施設		コークス炉ガスからベンゾール類を捕集する工程において水とコークスを直接接触させ冷却洗浄する施設、高炉から発生する高炉ガス中のダストを分離除去するための施設および非燃焼式転炉から発生する転炉ガス中のダストを分離除去するための施設
	ハ	圧延施設		分塊、厚板、薄板、条鋼、練材、鋼管等の製造における熱間圧延施設、冷間圧延施設および引抜機
	ニ	焼入れ施設		金属熱処理のために使用する焼入そうおよび焼入装置(浸炭焼入に使用する焼入そうを含む。)
	ホ	湿式集じん施設		24のホと同じ
[関連] 条例 第47項	(1) 溶融めっき施設		23(非鉄金属製造業)の業種	
	(2) 洗浄施設(ガス冷却洗浄施設を除く。)			
	(3) 化成品加工施設			
	(4) ライニング施設			
62	非鉄金属製造業の用に供する施設		23(非鉄金属製造業)の業種	
	イ	還元そう		セレン等の精製工程において金属酸化物を還元する施設
	ロ	電解施設(溶融塩電解施設を除く。)		電解そうおよびこれに附属する施設(溶融状態における非鉄金属塩類の電解に係る施設を除く。)
	ハ	焼入れ施設		金属熱処理のために使用する焼入そうおよび焼入装置
	ニ	水銀精製施設		空気の吹込みによる不純物の酸化、化学薬品による不純物の溶出等により低純度の水銀中の不純物を除去する施設
	ホ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ
	ハ	湿式集じん施設		24のホと同じ
[関連] 条例 第48項	(1) 圧延施設		24(金属製品製造業)、25(はん用機械器具製造業)、26(生産用機械器具製造業)、27(業務用機械器具製造業)、28(電子部品・デバイス・電子回路製造業)、29(電気機械器具製造業)、30(情報通信機械器具製造業)、31(輸送用機械器具製造業)および32(その他の製造業)の業種	
	(2) 洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)			
	(3) 反応施設			
	(4) 分離施設			
	(5) 晶出施設			
	(6) 精製施設			
	(7) 溶融めっき施設			
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設		24(金属製品製造業)、25(はん用機械器具製造業)、26(生産用機械器具製造業)、27(業務用機械器具製造業)、28(電子部品・デバイス・電子回路製造業)、29(電気機械器具製造業)、30(情報通信機械器具製造業)、31(輸送用機械器具製造業)および32(その他の製造業)の業種	
	イ	焼入れ施設		61のニと同じ
	ロ	電解式洗浄施設		航空機部品、自動車部品等のメッキの前処理のための電解式による脱脂施設、電解式によるこれらの部品の酸洗施設、電解式による鋼材、鋼板等のさび取り施設(電気メッキ施設に接続しているものは、66号の施設に該当する。)
	ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設		カドミウムまたは鉛を含む電極材料に電気的化学特性を付加するための化成そうおよびこれに付帯する水洗施設(乾そう施設を除く。)
	ニ	水銀精製施設		62のニと同じ
	ホ	廃ガス洗浄施設		23のルと同じ(塗装ブースから吸引した大気の洗浄そうを含む。)
[関連] 条例 第49項	(1) 圧延施設		24(金属製品製造業)、25(はん用機械器具製造業)、26(生産用機械器具製造業)、27(業務用機械器具製造業)、28(電子部品・デバイス・電子回路製造業)、29(電気機械器具製造業)、30(情報通信機械器具製造業)、31(輸送用機械器具製造業)および32(その他の製造業)の業種	
	(2) 洗浄施設(電解式洗浄施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)			
	(3) 溶融めっき施設			
	(4) 湿式集じん施設			
63の2	空きびん卸売業の用に供する施設(昭和57年1月1日施行)		5361(空びん・空缶等空容器卸売業)のうち空きびん卸売業の業種	
	自動式洗びん施設	集荷された空きびんを自動的に洗浄する施設		
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうちの施設(平成13年7月1日施行)		3311(発電所)のうち火力発電所	
	廃ガス洗浄施設			

64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
	イ	タール及びガス液分離施設		61のイと同じ
	□	ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	水封器、スクラバー、湿式脱硫化水素施設および湿式脱シアン塔	
[関連] 条例 第42項*	※コークス製造業の用に供する施設		3411(ガス製造工場)または173(コークス製造業)の業種	
	(1)	洗浄施設(ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。))を除く。)		
	(2)	分離施設(タール及びガス液分離施設を除く。)		
	(3)	分解施設		
	(4)	化成品加工施設		
[関連] 条例 第50項*	※ガス供給業の用に供する施設			
		洗浄施設(ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。))を除く。)		
[関連] 条例 第43項*	※前2項(=第41,42項)に掲げる事業以外の石油製品又は石炭製品の製造業		第41項(石油精製業(潤滑油再生業を含む。))、第42項(コークス製造業)の欄参照	
	(1)	洗浄施設		
	(2)	蒸留施設		
	(3)	精製施設		
	(4)	酸又はアルカリによる処理施設		
	(5)	分離施設		
	(6)	分解施設		
	(7)	化成品加工施設		
64の2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。 )又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。 )の施設のうち、浄水施設(これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。 )の用に供する施設(昭和51年6月1日施行)		浄水場	
	イ	沈でん施設		薬品沈でん池、高速凝集沈でん池及び普通沈でん池
	□	ろ過施設	急速ろ過池及び緩速ろ過池(除鉄除マンガンろ過池を含む。 )をいい、これに付随する洗浄施設及び洗砂施設を含む。	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設			
		酸又はアルカリによる表面処理施設		金属製品およびプラスチック製品の酸またはアルカリによる洗浄施設(陽極酸化処理施設、酸またはアルカリを使用する化成被膜施設、エッチング施設、ガラス製品の弗酸による洗浄施設、フェノール類による塗料はく離施設およびドラム缶のアルカリ洗浄施設)
66	電気めっき施設			
		電気めっき施設		電気化学的に金属のめっきを行なう施設の総体(前処理または後処理工程における洗浄、脱脂、酸洗、中和または水洗のための施設ならびにめっき工程中のめっき浴回収、濃縮、ろ過、酸洗または水洗(フォッグスプレーを含む。 )のための施設を含む。 )
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。 )(平成24年5月25日施行)			
		混合施設		混合施設において、エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンがそれぞれ単独で用いられる場合や両物質が同時に用いられる場合の当該施設
66の3	旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。 )をいう。 )の用に供する施設(昭和49年12月1日施行)(令和2年12月18日改定同19日施行)		旅館、簡易宿泊所、その他の宿泊所、会社会体の宿泊所	
	イ	ちゅう房施設		調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設
	□	洗濯施設		洗たく機、脱水機等が配置され、その施設内において専ら洗たくが行われる施設
	ハ	入浴施設		入浴施設 浴槽を設け、人を入浴させる施設
66の4	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。 )に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。 )が500㎡未満の事業場に係るものを除く。 )(昭和63年10月1日施行)		学校給食センター	
		ちゅう房施設		学校給食センターの用に供するちゅう房(調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設をいう。以下同じ。 )であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。 )が500㎡未満の事業場に係るものを除く。
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。 )(昭和63年10月1日施行)		7721(仕出し料理・弁当屋)、0997(すし・弁当・調理パン製造業)のうち弁当製造業の業種	
		ちゅう房施設		弁当を調理し、仕出し又は製造卸売を行う営業に供されるちゅう房であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。 )が360㎡未満の事業場に係るものを除く。 弁当とは主食又は主食と副食をいずれもそのままでもって摂取できる状態で容器包装に詰め合わせたもので、サンドイッチ、調理パン、ゆでそば等主食として米飯を用いていないものを含む。

66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)(昭和63年10月1日施行)		761(食堂、レストラン(専門料理店を除く)業種および762(専門料理店)のうちの7622(料亭)を除く業種	
	ちゅう房施設	一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他通常主食と認められる食事(そば、うどん及びすしを除く。)を提供する飲食店に供されるちゅう房であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が420㎡未満の事業場に係るものを除く。工場、事業場、学校等において専らそれぞれの従業員、児童生徒、学生、教職員等の給食の用に供する食堂については、ここでいう飲食店には該当しない。		
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)(昭和63年10月1日施行)		763 そば・うどん店、764 すし店、765 酒場、ビアホール、767喫茶店、769 その他の飲食店	
	ちゅう房施設	そばを提供する飲食店、うどんを提供する飲食店、すしを提供する飲食店のほか喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に供されるちゅう房施設であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が630㎡未満の事業場に係るものを除く。「通常主食と認められる食事」には米飯、パン類、麺類、ピザパイ、ハンバーガー等がこれに含まれる。		
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。)(昭和63年10月1日施行)		766バー、キャバレー、ナイトクラブ、7622(料亭)	
	ちゅう房施設	設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせる飲食店に供されるちゅう房であって、業務の用に供される総床面積(ちゅう房、従業員更衣室、倉庫を含み、屋内駐車場は除外。)が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。料亭とは客室などに和風の設備を設けて、日本料理を提供し、客の接待をする飲食店をいい、バー、キャバレー、ナイトクラブ、は客室等に洋風の設備を設け、洋酒及び料理を提供し、客の接待をする飲食店をいう。「設備を設けて客の接待をし」とは、お酌、歌舞音曲等方法の如何を問わず興趣を添える仕方でもてなすことができるような設備を設けて客の接待をすることをいう。		
67	洗濯業の用に供する施設		781(洗濯業)の業種	
	洗浄施設	洗たく機(ドライクリーニング用のものを含む。)		
68	写真現像業の用に供する施設		746(写真業)の業種のうちの写真現像業	
	自動式フィルム現像洗浄施設	写真フィルムの現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作をすべて自動式で行なうもの		
68の2	病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設(昭和54年5月10日施行)		老人保健施設*を含む病院 ※病床数→入居定員数に替替え	
	イ	ちゅう房施設		66号の3イに同じ(調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設)
	ロ	洗浄施設		機械器具、検体、衣類等の洗浄を行う施設(写真フィルム現像洗浄施設、検査専用の排ガス洗浄施設を含む。) 【留意】事業場にて有害物質の取扱いがあれば、施設において直接有害物質を使用していなくても有害物質使用特定施設に該当。
	ハ	入浴施設		66号の3ハに同じ(浴槽を設け、人を入浴させる施設)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する施設		と畜場法第3条第2項でいうと畜場または化製場等に関する法律第1条第3項でいう死亡獣畜取扱場に該当する952(と畜場)および8891(死亡獣畜取扱業)の業種	
	解体施設	獣畜またはへい獣を解体するための施設の総体		
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。)(昭和61年6月1日、令和2年6月21日改定)			
	イ	卸売場		卸売業者が卸売業務を行う施設
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。) ※設置者が地方公共団体及び廃油処理事業者の場合、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可対象外。			
	廃油処理施設	船舶内において生じた不要な油を処理する施設をいい、港湾の付属施設として設けられるものその他、精油所等の内部に設けられるものも含まれる		
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。)(令和2年4月1日改定)		道路運送車両法第77条に規定する自動車特定整備事業	
	洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第57条第1号の屋内作業場の総面積が800㎡以上の事業場に設置される同規則別表第5に掲げる洗車設備(71号に掲げる自動式車両洗浄施設を除く。)		
71	自動式車両洗浄施設			
	自動式車両洗浄施設	ブラシ、ホース等の洗浄部分が自動式である車両洗浄施設		

71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設(昭和49年12月1日施行)		
	【環境省令で定める施設(法施行規則第1条の2)】 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設		
	イ	洗浄施設	機械、器具、検体等の洗浄を行う施設(写真フィルム現像洗浄施設、実験専用の排ガス洗浄施設等を含む。) 【留意】事業場にて有害物質の取扱いがあれば、施設において直接有害物質を使用していなくても有害物質使用特定施設に該当。
	ロ	焼入れ施設	金属熱処理のために使用する焼入槽及び焼入装置(浸炭焼入れに使用する焼入槽を含む。)工場又は事業場に組織的に付随しており、かつ、工場又は事業場と同一敷地内に設置されている研究所は含まない。工場における製品の品質管理等は含まない。(規則第1条の2参照)
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設(昭和54年5月10日施行)		
	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項】 1日当たりの処理能力が5t以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上)の一般廃棄物処理施設		
		焼却施設	焼却施設はごみピット、灰ピット又は廃ガス洗浄施設等を含んだ総体
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの ※設置者が地方公共団体及び廃油処理事業者の廃油処理施設は、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可対象外。		
	イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの(昭和57年1月1日施行)	国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項又は第14条の4第4項の処分業の許可を受けた者(無許可で処分業を営んでいる者を含む。))が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる産業廃棄物処理施設(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) ・1号：汚泥の脱水施設で、一日当たりの処理能力が10㎡を超えるもの ・3号：汚泥(PCB及びPCB処理物を除く)の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 一日当たりの処理能力が5㎡を超えるもの ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2㎡以上のもの ・4号：廃油の油水分離施設で、一日当たりの処理能力が10㎡を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) ・5号：廃油(廃PCB等を除く)の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) イ 一日当たりの処理能力が1㎡を超えるもの ロ 一時間当たりの処理能力が200kg 以上のもの ハ 火格子面積が2㎡以上のもの ・6号：廃酸・廃アルカリの中和施設で、一日当たりの処理能力が50㎡を超えるもの ・8号：廃プラスチック類(PCB及びPCB処理物を除く)の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2㎡以上のもの ・11号：汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
	ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(※2)(平成10年6月17日施行)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設(第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) ・12号：廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 ・12号の2：廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 ・13号：PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)(平成3年10月1日施行)	洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)	コインランドリーに設置されるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する洗浄施設が含まれる。
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)(平成3年10月1日施行)		
		蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを吸着した活性炭を再生するために、蒸気等で加熱し、蒸発したトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを冷却し回収する施設が含まれる。
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。) ※設置者が地方公共団体の場合、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可対象施設外		
		し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)	屎尿浄化そう以外の屎尿処理施設および建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上の屎尿浄化そう(屎尿処理を専門に行なうものばかりでなく、事業場団地等に併設されるものを含む。)

73	下水道終末処理施設 ※瀬戸内海環境保全特別措置法の許可対象外		
	下水道終末処理施設	下水道法第2条第6項に規定する施設(下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。)	
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)		特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設。例えば共同汚水処理施設。
	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)	複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設および特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設	
指定地域特定施設(施行令第3条の2)	政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 ※瀬戸内海環境保全特別措置法の許可対象外 ※政令で指定された地域(法施行令別表第2ホ) 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡、有田郡、日高郡日高町(大字小坂、大字産湯、大字阿尾、大字方杭、大字小浦、大字津久野、大字比井及び大字志賀(字小杭、字古小杭、字神田、字香町田、字名草、字五反田、字畔田、字脇ノ田、字芦ヶ谷、字越ヶ谷、字石灘、字石田、字川久保、字大谷及び字岩戸に限る。))及び同郡由良町の区域		
	指定地域特定施設	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽(平成3年4月1日施行)	

【その他製造業】

条例第51項	前項(=第50項)までに掲げる事業以外の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	(1)	油圧による成型施設	
	(2)	染色整理施設	
	(3)	湿式集じん施設	
	(4)	ガス洗浄施設	
	(5)	排ガス洗浄施設	
	(6)	洗浄施設(前2号を除く。)	
	(7)	のり付施設	